

三菱地所グループ 人権方針

三菱地所グループは、「住み・働き・憩う方々に満足いただける、地球環境にも配慮した魅力あるまちづくりを通じて、真に価値ある社会の実現に貢献します」という「基本使命」を掲げ、100年を超えるまちづくりの歴史の中で、社会の課題解決に取組み、社会にとっての価値を創造し続けることで企業価値を高め、存続してきました。

社会課題解決に三菱地所グループが主体的かつ能動的に取組むために、ベースとなる考え方が「三菱地所グループ行動憲章（以下、行動憲章）」であり、「三菱地所グループ行動指針（以下、行動指針）」です。特に行動指針においては、重視する価値観として「人権・ダイバーシティの尊重」を謳い、人権を尊重し、多様性から生まれる価値を最大化していくことを掲げています。

この三菱地所グループ人権方針（以下、本方針）は、「行動憲章」、「行動指針」に基づいた人権への取組み方針を詳述するものであり、三菱地所グループのすべての役職員（役員および従業員をいう）に適用します。

三菱地所グループは、社会の一員として、人権尊重の重要性を改めて認識し、役職員を含むあらゆるステークホルダーの基本的人権を尊重する責任を果たすよう努力していきます。

1. 人権尊重に関連した規範や法令の遵守

三菱地所グループは、世界のすべての人々が享受すべき基本的人権について規定した「国際人権章典」、労働における基本的権利（結社の自由及び団体交渉権、強制労働の禁止、児童労働の実効的な廃止、雇用及び職業における差別の禁止、労働安全衛生）を規定した国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」等の人権に関する国際規範を支持、尊重します。また、本方針は国連「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて策定しています。

三菱地所グループは、事業活動を行うそれぞれの国や地域で適用される法令を遵守します。

なお、国際的に認められた人権と各国や地域の法令の間に矛盾がある場合、国際的な人権の原則を最大限尊重するための方法を追求していきます。

2. 三菱地所グループ事業に関連し重要性の高い人権課題への対応

三菱地所グループは、第三者の人権専門機関と当社グループのバリューチェーンにおける人権課題を検討し、事業の過程で発生しうる人権への影響が大きい以下の課題について、防止を含め対応していきます。

- ・職場環境
- ・労働基準
- ・労働安全衛生
- ・強制、奴隸、債務労働
- ・子どもの権利（児童労働含む）
- ・土地の権利
- ・プライバシーと情報セキュリティ
- ・人権と環境

3. 事業活動全体を通じた人権尊重の責任

三菱地所グループは、人権侵害をしないこと、事業活動を通じて起こり得る人権への負の影響を最小化すること、そして事業活動を通じて積極的に人権尊重の実践を広げていくことに取組んでいきます。そのため、お客様やバリューチェーンにおけるビジネスパートナーを含むすべてのステークホルダーにも人権尊重への支持と協力を働きかけていきます。

4. 人権デュー・デリジェンスの実施

三菱地所グループは、人権への負の影響を最小化するため、人権デュー・デリジェンスを行うことにより対処します。三菱地所グループは、人権デュー・デリジェンスの仕組みを構築し、その効果を高めるため、必要に応じて継続的に改善していきます。

なお、人権デュー・デリジェンスには、事業活動やバリューチェーン上における人権への顕在的または潜在的な負の影響を特定すること、防止すること、軽減すること、実施した措置を社内プロセスに統合することが含まれ、さらにはそれらの措置の効果を追跡評価すること、並びにそれらの取組みを対外的に説明することが含まれます。

5. 是正・救済

三菱地所グループが人権に対する負の影響を引き起こした、または負の影響を助長したことが明らかになった場合、適切な手段を通じて、その是正・救済に取組みます。

また、三菱地所グループが直接人権への負の影響を助長していない場合でも、その事業またはサービスを通じて、三菱地所グループのビジネスパートナー、またはそのほかの関係者が人権への負の影響と直接つながっている場合、人権を尊重し、侵害しないよう、ステークホルダーと協力しながら改善に努めています。苦情処理については社内外にステークホルダーがアクセス可能な相談窓口を設置し、通報者・相談者が不利益を被らないよう配慮のうえ適切に対応致します。

6. ステークホルダーとの対話・協議

三菱地所グループは、「行動憲章」、「行動指針」及び各分野の方針やガイドラインで規定した取組みを通じて、人権尊重の取組みを推進していきます。

三菱地所グループは、実際のまたは潜在的な人権への負の影響に関する対応について、関連するステークホルダーとの対話と協議を行っていきます。

7. 役職員に対する教育

三菱地所グループは、本方針が事業活動全体に定着するよう、必要な手続きの中に反映するとともに、本方針が理解され効果的に実施されるよう、役職員に対して適切な教育・研修を行っていきます。

8. 情報の開示

三菱地所グループは、本方針に基づく人権尊重の取組みについて、ウェブサイト等レポート類にて報告していきます。

9. 人権に関する課題

三菱地所グループは、社会の変化や事業の動向などにより取組むべき具体的な課題が変わるために、

ステークホルダーや社外の専門家との対話と協議を行い、適宜課題の見直しを図っていきます。

制定年月日：2018 年 4 月 1 日

改定年月日：2025 年 4 月 1 日

三菱地所株式会社

執行役社長 中島 篤